



第5号様式の2（第2条関係）（裏面）

- 注 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。
- 5 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
- (1) 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
  - (2) 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許及び網猟免許）を記載すること。
  - (3) 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
  - (4) 夜間銃猟をする場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。  
なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
  - (5) 救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。  
なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 6 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類とし、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類とする。
- 7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類とする。
- 8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類とする。
- 9 添付書類は、知事が必要と認める書類とする。